

国土交通省 P P P (Public-Private-Partnership) サポーター 制度要綱

1. 目的

国土交通省 P P P (Public-Private-Partnership) サポーター制度は、P P P / P F I 事業に係る豊富な実務経験や知識を有する者による普及・啓発活動や助言・相談対応により、地方公共団体及び地域企業等が抱える課題を解決し、P P P / P F I を効率的かつ効果的に推進することを目的として実施するものである。本要綱は、国土交通省が P P P / P F I 事業に係る豊富な実務経験や知識を有する者を、国土交通省 P P P サポーター（以下「サポーター」という。）に認定するとともに、当該サポーターが行うべき活動等について必要な事項を定めるものとする。

2. サポーターの役割等

【国土交通省がサポーターに求めるもの】

- ① P P P / P F I の推進を図ろうとする地方公共団体や地域企業等に対して知見・ノウハウを伝達するなど普及・啓発を行うこと
 - ・地方ブロックプラットフォーム、スモールコンセッションプラットフォームや地方公共団体や地域企業等が主催のセミナー・研修・イベント等における講師、グループディスカッションにおけるファシリテーターとして登壇すること
- ② P P P / P F I の推進を図ろうとする地方公共団体や地域企業等に対して個別に助言・相談対応を行うこと
 - ・地域プラットフォームその他地方公共団体や地域企業等の求めに応じた、P P P / P F I 事業の推進に関する助言・相談対応すること
- ③ ①②のほか、国土交通省関係のサウンディング、セミナー、イベント、アンケート等への積極的な参加や広報を行うこと
- ④ 上記に係る取組について、国土交通省が別途定める様式（報告書）により、活動状況を報告すること

【国土交通省がサポーターに提供できるもの】

- ① 国土交通省 P P P サポーターの名称
- ② サポーターについての、地方ブロックプラットフォームやスモールコンセッションプラットフォーム等に参画する地方公共団体及び民間企業等への周知
- ③ 国の政策動向や国土交通省所管の補助金等の情報
- ④ サポーターの活動に係る旅費（交通費、宿泊費）

3. サポーターの要件

以下の①を満たすとともに、②と③のいずれかに加え、④と⑤の事項を満たす地方公共団体等及び民間企業等^{*}に所属する者、又は、学識経験者とする。

- ① 「PPP/PFI総論」及び、国土交通省の所管分野である「公園・空港・上下水道・道路・住宅・港湾・河川・スモールコンセッション」のいずれかに係る豊富な実務経験や知識を有する者であること（複数分野可）
なお、スモールコンセッションについては、スモールコンセッションプラットフォーム会員であること
- ② 上記①の分野について、下記のいずれかを満たしていること
 - ・過去5年間で、PPP/PFI事業やPPP/PFIに係る導入可能性調査、アドバイザー業務等（以下「PPP/PFI事業等」という。）において、2件以上（過去所属していた組織での経験も含む）に関わったことがある
 - ・先導的なPPP/PFI事業に関わったことがある
- ③ PPP/PFI事業等の普及啓発のため、他の参考となる成果（各種講演・セミナー、書籍執筆等）をあげていること
- ④ サポーターは、活動して入手した個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律57号）に基づき適切に取り扱うこと
- ⑤ 別紙の情報セキュリティを留意すること

※地方公共団体等：国、地方公共団体、独立行政法人、公共組合等

民間企業等：株式会社、合同会社、社団法人、財団法人、NPO法人等

4. サポーターの募集及び認定等

1) 応募資格

- ① 「3. サポーターの要件」の要件を満たす者とする。
- ② 所属組織内及び所属組織外の両者から推薦を受けた者とする。また、所属組織外の推薦者については、国の行政機関、地方公共団体、民間企業、大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体等、PPP/PFI事業の推進に取り組む団体又は法人に所属する者とする。

2) 欠格条項

次に掲げる者は、認定を受けることができない。

- ・警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者
- ・サポーターの認定を取り消された日の属する年度の末日から3年経過しない者。
- ・国土交通省から認定されていないにも関わらずサポーター又はこれに類する地位を名乗った者

3) 審査

サポーターの認定に係る審査にあたっては、提出された申請書類に基づき、「2) 欠格条項」に該当しないことを確認したうえで、「3. サポーターの要件」を満たしているかを判断する。

4) サポーターの認定・公表

「3) 審査」の結果、「3. サポーターの要件」に適合していると認められる場合は、サポーターとして認定する。

なお、サポーターとして認定したときは、その旨を当該サポーターに通知するとともに、国土交通省HPにおいて公表する。

5) 認定期間

認定した日から2年とする。ただし、認定の取り下げの申出があった場合はこの限りではない。

サポーターは、認定期間の末日時点で、「3. サポーターの要件」を満たし、かつ「2) 欠格条項」に該当しない場合は、「4. サポーターの募集及び認定等」の手続きによらず、「更新申請書」により申請し、認定を受けることができる。ただし、サポーターとしての活動が不十分な場合は、次の更新申請時に更新の可否について考慮する。

6) 認定の取り消し・公表

国土交通省は、サポーターが次のいずれかに該当する場合、「5) 認定期間」内であってもサポーターの認定を取り消すことができる。サポーターの認定を取り消したときは、その旨を本人に通知するとともに、国土交通省HPにおいて公表する。

- ① 認定の応募書類に虚偽の記載があることが判明した場合
- ② 「3. サポーターの要件」のいずれかを満たさなくなった場合
- ③ 「2) 欠格条項」に該当するに至った場合
- ④ 認定に基づく活動を適切に実施していない場合、又は同活動を適切に実施することが困難となるおそれ等がある場合
- ⑤ サポーターから認定の取り下げの申出があった場合

5. 活動に係る旅費の支給

国土交通省は、サポーターが活動に係る旅費の負担を望むとき、別に定める注意事項に基づき、活動年度における予算の範囲内で支給するものとする。

6. 活動に係る事務の代行

「5. 活動に係る旅費の支給」に関する事務については、国土交通省により当該事務を委託された業者が、国土交通省に代わって事務を代行できるものとする。

7. その他

1) 個人情報の取扱

国土交通省は、入手したサポーター及び申請を行ったサポーターから取得する個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律57号）に基づき適切に取り扱う。

2) 留意事項

サポーターとしての活動等は各者の責任において行うものとする。

以上

情報セキュリティに関する留意事項

1. 情報セキュリティを確保するための体制の整備

国土交通省PPPサポーター（以下「サポーター」という。）は、活動において情報セキュリティを確保するための体制を整備する。

2. 意図せざる変更が加えられないための管理体制の整備

サポーターは、活動において意図せざる変更が加えられないための管理体制を整備するとともに、当省の意図しない変更が行われないことを保証する管理が、一貫した品質保証体制の下でなされていることを示すこと。

3. 取り扱う情報の秘密保持等

活動のため、国土交通省から提供する情報その他当該活動の実施において知り得た情報については、その秘密を保持し、また当該業務の目的以外に利用しない。

また、本活動終了時は、サポーターは当該情報を国土交通省へ返却、抹消又は廃棄を確実に行うこと。

4. 情報セキュリティが侵害された場合の対処

本活動の遂行においてサポーターに提供し、又はサポーターによるアクセスを認める情報について、外部への漏えい、目的外利用等、情報セキュリティ侵害が起き又はそのおそれがある場合には、速やかにこれを国土交通省に報告する。

5. 情報セキュリティ対策の履行状況の確認等に関する事項の通知

本活動の遂行における情報セキュリティ対策の履行状況を確認するために、国土交通省は、サポーターに対して以下の報告を求める場合がある。

(1) サポーターに求める情報セキュリティ対策全般につき報告を求める場合

1. ～4. において求める情報セキュリティ対策の実績

(2) サポーターに取り扱わせる情報の秘密保持等に係る報告を求める場合

サポーターに取り扱わせる国土交通省の情報の秘密保持等に係る管理状況

6. 情報セキュリティ対策の履行が不十分な場合の対処

本活動の遂行において、サポーターにおける情報セキュリティ対策の履行が不十分である可能性を国土交通省が認める場合には、サポーターは、国土交通省の求めに応じこれと協議を行い、合意した対応を採る。